



VOCALOID ソフトウェア / VOCALOID ライブラリ 使用許諾契約

## ソフトウェア使用許諾契約書

本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約」という）は、VOCALOID ソフトウェアおよび本ソフトウェアの全てのアップグレード、バージョンアップあるいはアップデート（以下「本ソフトウェア」という）に関してお客様とヤマハ株式会社との間で締結される契約です。本ソフトウェアをインストール、コピー、または別の方法で使用するによって、お客様は本契約のすべての条項に同意したとみなされます。本契約の条項に同意しない場合、本ソフトウェアの使用はできません。

また、各ライブラリメーカから提供される VOCALOID ライブラリ（以下「ライブラリ」という）のエンドユーザ使用許諾契約の諸条件にも拘束されることをご理解下さい。

### 1. 使用許諾

ヤマハ株式会社は、お客様に対し、本契約の各条項に従うことを条件に、一台のコンピュータに対し本ソフトウェアをインストールし使用する権利と本ソフトウェアを用いて合成した音声（以下「合成音声」という）を使用する権利を許諾します。

### 2. 禁止と制限

お客様が本ソフトウェアから著作権表記の消去や変更をすることは許されません。

お客様が第三者へ本ソフトウェアの複製物を配布することは許されません。

お客様が本ソフトウェアの貸し借りをすることは許されません。

お客様が他人に本ソフトウェアの複製物を取得させる目的で、ウェブページ上や他の媒体で本ソフトウェアの一部あるいは全部を掲載することは許されません。

お客様が本ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、その他読解可能な形式への変換を行うための手段を用いることは許されません。また他人にさせることも許されません。

お客様が本ソフトウェアの部分的もしくは全部をいかなる方法でも複製、修正、処分することは許されません。

### 3. 合成音声の使用の制限

お客様が公序良俗に反する歌詞を含む合成音声を公開や配布することはどのような方法であっても許されません。

お客様がライブラリの歌手本人だけでなく、第三者の人格権を侵害する合成音声を公開または配布することは許されません。お客様が合成音声を公開あるいは配布したことにより発生したいかなるクレーム、訴訟、直接的、派生的、付随的または間接的な損害に対してもヤマハ株式会社は一切責任を負いません。

お客様が本ソフトウェアによる合成音声を以下の形態で使用する場合には、本使用許諾契約とは別にヤマハ株式会社から別途の使用許諾契約が必要となります。もしそのような使用許諾契約が必要であれば、ヤマハ株式会社までご連絡下さい。

- 主として、商用カラオケソフトウェア、カラオケハードウェア、インターネットを利用したカラオケ製品システムやサービスの開発での使用など、商用のカラオケサービスあるいはシステムにおいてバックコーラス等の歌声に合成音声を使用する場合。
- 他の楽器や音楽作品中の音との組合せで使用する場合以外で、電話機の呼び出し音（いわゆる「着メロ」を含む）、電話や電話用機器での警告音として合成音声を商用に使用する場合。

### 4. 契約の中途終了

お客様が本契約の条項を遵守しない場合、ヤマハ株式会社の他のいかなる既得権を侵害せずにヤマハ株式会社は本契約を終了することができます。そのような場合、お客様は本ソフトウェアのすべてのコピーを廃棄しなければなりません。

### 5. 本ソフトウェアの知的財産権

本ソフトウェアやそのいかなる複製物のあらゆる権利と知的財産権はヤマハ株式会社が保有します。

### 6. 免責事項

本ソフトウェアと関連するドキュメンテーションはヤマハ株式会社が著作権を保有します。本ソフトウェアは現状有姿の状態で提供され、本ソフトウェアの使用あるいは動作に対してヤマハ株式会社は保証をいたしません。本ソフトウェアの使用あるいは動作により発生する損害はお客様が負担しなければなりません。お客様が本ソフトウェアあるいはドキュメンテーションを使用することにより発生した結果に対してヤマハ株式会社は保証しません。ヤマハ株式会社は、第三者の権利の非侵害性、市場適合性、特定の目的への適合性について、明示であるか黙示であるかを問わず、一切保証いたしません。ヤマハ株式会社は、直接的、派生的、付随的または間接的損害（営業上の利益の損失を含む）について、たとえそのような損害や第三者からの賠償請求の可能性について予めヤマハ株式会社が通知を受けた場合でも、お客様に対して一切責任を負いません。

### 7. 概要

本契約は日本法の適用を受け、日本法に基づいて解釈されるものとします。

## VOCALOID ライブラリ使用許諾契約書

本製品に収録されている VOCALOID ライブラリ（以下「本ライブラリ」といいます。）をご使用になる前に、以下の使用許諾契約内容を必ずお読み下さい。本ライブラリをご使用された時点で、お客様は本 VOCALOID ライブラリ使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます。）の諸条件に同意したものと見なされます。お客様が本契約書に同意されない場合は、クリプトン・フューチャー・メディア株式会社は本ライブラリの使用をお客様に許諾致しませんので、本ライブラリをご使用にならないで下さい。

また、本ライブラリをインストール、コピー、または別の方法で使用された時点で、お客様は本契約書に加えて、ヤマハ株式会社による VOCALOID ソフトウェア使用許諾契約書の諸条件にも拘束されることとなります。

本契約書は、本ライブラリ及び本ライブラリのあらゆるアップグレード版や修正版に対して、お客様（個人または法人のいずれであるかを問いません）とクリプトン・フューチャー・メディア株式会社との間に締結される法的な契約です。

### 定義：

“本ライブラリ”とは、歌声及びそのあらゆるパートやコンポーネントなど、本 VOCALOID 製品に収録されているオーディオ素材のことです。

“合成音声”とは、本 VOCALOID 製品（収録されている本ライブラリを含む）によって生成される、あらゆるオーディオ出力のことです。

### A. 許諾

本製品に収録されている本ライブラリ、及び本契約書に許諾されている範囲内でお客様が作成した本ライブラリのコピーは、すべてクリプトン・フューチャー・メディア株式会社及びヤマハ株式会社の著作物です。本契約書は、以下の諸条項に従い本ライブラリを使用する、非独占的、サブライセンス不可、譲渡不能な権利をお客様に許諾するものです。

### B. 許諾範囲

お客様は、本契約書の全ての条項・条件に従い、本ライブラリを 1 台のコンピュータ上で一つだけ使用し、合成音声を生成したり使用したりすることが出来ます。本製品に収録されている本ライブラリを使用する権利は、VOCALOID 製品を正規に購入したお客様個人（以下「ライセンスシー」）に対してのみ与えられます。本ライブラリ又はその一部がコンピュータ又はデバイスの一時的なメモリに読み込まれているか、もしくは永続的なメモリにインストールされているということは、コンピュータもしくはその他のデバイス上で本ライブラリが“使用されている”ということの意味します。ライセンスシーは、本製品に収録されているヤマハ株式会社の VOCALOID ソフトウェア上と共に本ライブラリを使用し、合成音声を生成する事が出来ます。また、ライセンスシーはこれにより生成した合成音声を本契約書の条項に従ってであれば、商用／非商用を問わず使用することが出来ます。

### C. 禁止事項

- (1) 本製品に収録されている本ライブラリ全体又はその一部の賃貸、貸与、リース、販売、転売、譲渡、あらゆる権利の授与、また本ライブラリ（全体又はその一部）や合成音声を競合するソフトウェア製品のコンポーネントとして使用する事は禁じられています。また、本製品又は本ライブラリを許可なく譲渡、取引、貸与、賃貸、再発行、再配布、再販売することは固く禁止されています。
- (2) 本製品や本ライブラリ、又はこれらを構成するプログラムを収録した CD-ROM の所有権を譲渡、再販売、複製する事は禁じられています。本製品を使用する権利はお客様一人に対して与えられており、本契約書では本ライブラリを使用する権利を譲渡不能としているため、本製品を中古品として第三者に再販売することはできません。
- (3) 再販売やその他の配布を目的とした本ライブラリ及びその一部の変更、修正、派生物の制作は禁じられています。
- (4) 著作者からの書面による明確な同意を得ずに、本製品に収録されている本ライブラリ又はその一部をディスクに収録されている形、又は他製品用、再販売用にフォーマットを変換、ミキシング、フィルタリング、リシンセサイズした形、第三者が入手可能な形にて、再生産及び複製することは禁じられています。
- (5) いかなる場合においてもオペレーターが不在のまま本ライブラリを操作可能な状態で放置することは禁じられています。
- (6) いかなる場合においても本ライブラリ及びその一部を、公開掲示板や FTP サイト、WEB サイト上に配布すること、インターネット上で第三者へ電子的に転送や配信すること、不特定多数のユーザーがアクセス可能なネットワーク・コンピュータ/サーバー上に格納することは禁じられています。
- (7) 本ライブラリに記載されているコピーライト表記を削除及び変更することは禁じられています。
- (8) レコーディング・スタジオやレンタル会社のサービスの一環として、クライアントに本ライブラリを提供することは禁じられています。本ライブラリは、使用許諾を得たユーザー（ライセンスシー）のみが使用することが出来ます。

### D. 合成音声の使用に関する制限

- (1) お客様が公序良俗に反する歌詞を含む合成音声を公開又は配布する事は、いかなる場合においても禁じられています。本ライブラリの歌手本人に限らず、第三者の人格権を侵害する合成音声を公開又は配布する事は禁じられています。また、お客様が合成音声を公開あるいは配布した事により発生した如何なるクレーム、訴訟、直接的、派生的、付随的、または間接的な損害に対して、クリプトン・フューチャー・メディア株式会社は一切の責任を負いません。
- (2) お客様が本ソフトウェアによる合成音声を以下の形態で使用する場合には、本契約とは別に著作者から別途の使用許諾契約が必要となります。そのような追加の使用許諾契約（使用形態によっては、追加ライセンス料が発生する場合があります）が必要な場合は、まずクリプトン・フューチャー・メディア株式会社までご連絡下さい。
  - (a) 商用カラオケソフトウェア、カラオケハードウェア、インターネットを利用したカラオケ製品システムやサービスの開発での使用など、商用のカラオケサービスあるいはシステムにおいてバックコーラス等の歌声に合成音声を使用する場合。

- (b) 他の楽器や音楽作品中の音と組合せて使用する場合を除き、電話機の呼び出し音、電話や電話用機器での警告音として合成音声を用意して使用する場合。
- (c) 映像作品（アニメーションを含む）にて、その作品内のキャラクターが歌声により明らかに歌ったりパフォーマンスしているのと取れるような目的で使用する場合。但し、その他の映像音楽作品（BGM サウンドトラックでの使用を含む）での使用は、追加使用許諾を取得することなく本契約の下で許可されています。
- (d) 合成音声によって楽曲のリードボーカル・パートの大部分が構成されており、「歌手」として合成音声メインの「アーティスト」にクレジットされている録音物や、人間ではなく機械、テクノロジー、VOCALOID、本 VOCALOID 製品のタイトル、<sup>\*</sup>「バーチャル・シンガー」、<sup>\*</sup>「バーチャル・アーティスト」といったクレジットのある録音物を商用目的でリリースする場合。但し、実在する人間がその「アーティスト」にクレジットされている作品内での合成音声の使用は、追加使用許諾を取得することなく本契約の下で許可されています。

## E. コンテンツ

本製品に含まれる全てのコンテンツ（音声、画像、文章、ビデオを含む）の著作権はオリジナル・コンテンツ著作者に帰属し、著作権法によって保護されています。本契約は、そのようなコンテンツに関する本契約書に定められている以外の権利をお客様に許諾するものではありません。

## F. 限定保証

- (1) クリプトン・フューチャー・メディア株式会社は、本ライブラリ及びそれにより生成される合成音声、また本製品 CD-ROM に収録されているクリプトン・フューチャー・メディア株式会社が提供するあらゆるコンテンツや情報について、如何なる目的に対しても、その適合性を表明しません。本ライブラリは現状有姿のまま提供されるものであり、品質、性能、商品性や、特定の目的に対する適合性を含め、明示的にも黙示的にもなら保証されておりません。
- (2) 本ライブラリの使用及び動作に起因する損害の責任は全てお客様自身にあるものとします。クリプトン・フューチャー・メディア株式会社は、本ライブラリ又はその付属文書の使用によってお客様が被るであろう動作や結果について、一切の保証は致しません。
- (3) 本保証は、制定法、慣習法、慣習、取引の慣習、取引の過程やその他によって黙示的に定義されている全ての保証、条件、条項、約束、責任に代わるものであり、法が許す最大限の範囲内において、それら全ては本契約上において除外されるものとします。

## G. 責任の制限

クリプトン・フューチャー・メディア株式会社及びそのサプライヤー、ディーラー、販売店、代理店、従業員は、(a) 本ライブラリの使用やそれにより生成された合成音声の使用から生じる如何なる利益損失、事業中断、データ損失などのあらゆる種類の間接的、派生的、特殊、偶発的損害（クリプトン・フューチャー・メディア株式会社がこのような損害が起こる可能性を知らされていたかどうかに関わりません）や、(b) 第三者からの申し立てに関する責任を負いません。

## H. 権利留保

本契約書によってお客様に許諾されていない本ライブラリ及び合成音声に関する全ての権利は著作者に留保されます。本契約は契約終了まで効力を発揮します。お客様が本契約の条項に違反した場合は、本契約は自動的に終了となり、法的措置がとられます。クリプトン・フューチャー・メディア株式会社はいかなる時点でも、お客様への告知により本契約を終了させることができ、またお客様はいかなる時点でも、お客様が所持する本ライブラリのコピーを全て破棄、抹消、アンインストールすることにより、本契約を終了させることが可能です。本契約が終了した場合、お客様は所持している本ライブラリのコピー全てを破棄しなければなりません。本契約が終了した場合でも、本契約中の D、E、F の条項は効力を維持します。本契約はお客様個人に与えられるものであり、本契約の下、お客様はお客様の権利を譲渡することはできません。本ライブラリ及びそのコピーに関わる知的所有権は著作者及び権利者に帰属します。お客様は国際的な著作権法を遵守しなくてはなりません。

## I. 準拠法

本ライブラリには制限的な権利が備わっています。本契約書の条項と準拠法との間に不一致が生じた場合は、本契約書内の該当する条項は、不一致を解消し、準拠法に順守するように修正され、修正された本契約書は引き続き効力を発揮するものとします。本契約書は日本法に準拠するものとし、法との不一致が生じる場合を除き、日本の裁判所による専属管轄権の下にあります。

## J. 認知

お客様は本契約及び限定保証を読み、内容を理解し、それら条項や条件に従うことに同意しなくてはならない事を了承しているものとします。またお客様は、本契約及び限定保証が、本契約及び限定保証に関する当事者間の完全かつ唯一の記述であり、また本契約及び限定保証に関する当事者間のその他のあらゆるコミュニケーションに優先するということに同意するものとします。

YAMAHA 及び VOCALOID はヤマハ株式会社の日本及びその他の国における商標または登録商標です。

クリプトン・フューチャー・メディア株式会社は、著作権侵害が行われていないかどうかを確認するために、他のサウンドウェアやソフトウェアのリリースを常に監視しています。不正コピー及び著作権侵害は、該当するあらゆる法律の下において嚴重な処罰の対象となります。

本使用許諾契約及び限定保証に関してご質問がある場合は、クリプトン・フューチャー・メディア株式会社（FAX：011-222-0707 / email：licensing@crypton.co.jp）までお問い合わせ下さい。